第９２号議案

豊川市プール施設条例及び豊川市ジオスペース館条例の一部改正について

豊川市プール施設条例及び豊川市ジオスペース館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市プール施設条例及び豊川市ジオスペース館条例の一部を改正する条例

（豊川市プール施設条例の一部改正）

第１条　豊川市プール施設条例（昭和４２年豊川市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１アの表備考を次のように改める。

備考

１　豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市若しくは北設楽郡設楽町、東栄町若しくは豊根村（以下「対象市町村」という。）の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生又は対象市町村に住所を有し、かつ、対象市町村以外の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生が指定管理者が必要と認める書類を提示して利用するときの利用料金は、この表の規定にかかわらず、無料とし、当該小学生又は中学生は、団体の人数には算入しない。

２　対象市町村に住所を有する幼児の利用料金は、この表の規定にかかわらず、無料とし、当該幼児は、団体の人数には算入しない。

３　豊川市プールを個人で利用する場合において、利用者が障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたもの（前２項のいずれかに該当する者を除く。）であるときは、当該利用者の利用料金は、この表に規定する利用料金の額の２分の１の額とする。

⑴　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳

⑵　愛知県知事が交付する療育手帳

⑶　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳

４　豊川市プールを個人で利用する場合において、利用者が前項各号に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けた者の介護等を行う者として指定管理者が必要と認めた者の当該介護等を行うときの利用料金は、この表に規定する利用料金の額の２分の１の額とする。

（豊川市ジオスペース館条例の一部改正）

第２条　豊川市ジオスペース館条例（平成１１年豊川市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考を次のように改める。

備考

１　豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市若しくは北設楽郡設楽町、東栄町若しくは豊根村（以下「対象市町村」という。）の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生又は対象市町村に住所を有し、かつ、対象市町村以外の小学校若しくは中学校に通学する小学生若しくは中学生が市長が必要と認める書類を提示して利用するときの入場料は、この表の規定にかかわらず、無料とし、当該小学生又は中学生は、団体の人数には算入しない。

２　対象市町村に住所を有し、又は保護者等と同一の席を利用する未就学児の入場料は、この表の規定にかかわらず、無料とし、当該未就学児は、団体の人数には算入しない。

３　個人で入場する場合において、利用者が障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者で、次に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けたもの（前２項のいずれかに該当する者を除く。）であるときは、当該利用者の入場料は、この表に規定する入場料の額の２分の１の額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

⑴　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳

⑵　愛知県知事が交付する療育手帳

⑶　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳

４　個人で入場する場合において、利用者が前項各号に掲げる手帳のうちいずれかの交付を受けた者の介護等を行う者として市長が必要と認めた者の当該介護等を行うときの入場料は、この表に規定する入場料の額の２分の１の額（１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市又は北設楽郡設楽町、東栄町若しくは豊根村に在住し、又は通学する子どもたちの健全な育成を図るため、豊川市プール及び豊川市ジオスペース館の利用に係る料金を無料とする措置を講ずる必要があるからである。